

証券コード 3831
平成23年5月13日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目9番11号

株式会社パイプドビッツ

代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号
山王健保会館 2階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pi-pe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成22年3月1日から  
平成23年2月28日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済状況は、企業収益の改善など、景気は持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつありますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

一方、インターネット業界においては、総務省の平成21年「通信利用動向調査」によると、ASP・SaaSを利用している企業の割合は20.0%（対前年比4.5ポイント増）と5社に1社が利用している状況であり、利用企業のうち、効果があったと回答した企業は78.5%（対前年比4.6ポイント増）と着実に増加しております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用できる環境をASP・SaaS形式で提供する「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、ASP・SaaS（クラウド）方式で提供する情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」のアカウント数の増加に取り組んでまいりました。従来の営業組織体制を、顧客の業種・業態に応じてソリューションを提案する組織体制に変更するとともに、サポート体制の差別化として、操作方法の説明にとどまらず、お客様の情報資産運用を提案する「ユーザーズデスク」を設置したこと等により、新規顧客の獲得や「スパイラル(R)」の継続利用につながりました。

また、平成22年4月に提供した「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.27は、主な新機能として、「認証API」、「画像型フィールド」等があり、お客様が保有する情報資産の積極的な運用推進が可能となり、従来の情報資産管理にとどまらず、安全性はそのままに、他社・他システムとの連携による情報資産の価値向上を簡易に実現することができるようになりました。

平成22年9月に提供した「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.28は、新機能として、「揭示版」、「ファイル便」、「ならべて見せようショーケース」があり、コミュニケーション・デザイン機能が大幅に拡充され、お客様が保有する情報資産の更なる価値向上を図ることができるようになりました。

さらに、平成22年11月に「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.29を提供いたしました。新機能として、「集計表・グラフ」、「DBオペレーター」、「DKIM」(注)があり、情報をより分かりやすく、より活用しやすくなるだけでなく、送信ドメイン認証技術「DKIM」は、「スパイラル(R)」で配信するすべてのメールに「DKIM」の電子署名を付加するようになり、メール送信者のなりすましだけでなく、メール本文の改竄も検知でき、より信頼性の高いメールを送信できるようになります。

平成22年12月には、Web制作会社や開発会社を対象とした「スパイラル・デベロッパーズ・プログラム(以下、SDP)」の販売を開始しました。より良いWebサイトの提供を目指すSDP会員の皆様と「スパイラル(R)」の共生により、Webサイト構築業務の生産性向上やクライアントが有する情報資産の更なる有効活用の促進、SDP会員と「スパイラル(R)」の継続的発展、「スパイラル(R)」の普及による地球環境保全への貢献を目的としています。また、平成22年12月から平成23年2月まで実施したキャンペーンが、アカウント数の増加に寄与しました。

これらの結果、「スパイラル(R)」の有効アカウント数は堅調に推移し、平成23年2月28日時点で前期末1,702件より368件増加し、2,070件、売上高は1,277百万円となりました。

アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC(R)」については、ブランド力向上、人材の育成・増強等に注力している他、データセンターの移設、多様な決済システムへの対応など開発投資を実施し、積極的な先行投資を行いながら事業基盤を強化することを優先して参りました。

この結果、「スパイラルEC(R)」のアカウント数は平成23年2月28日時点で76件、売上高は38百万円となりました。

なお、平成23年3月1日に、株式会社Grasより、アパレル・ファッションのECサイトに特化した企画・制作・構築・運営という一連のECサイトオペレーションを総合的に提供する「アパレルウェブソリューション事業」を譲受けました。当該事業を譲受けることで、当社の新規・既存クライアントへのECサイト運営に関する提案の幅が広がり、これまでより付加価値の高いサービス提供が可能になるだけでなく、当社で既に展開している「スパイラルEC(R)」との相乗効果によって、EC流通総額の増加を目指して参ります。

また、平成22年12月よりインターネット広告やインターネットメディアに係る分野への取組として開始した「メディアEC事業」は、クライアントのマーケティングやプロモーション活動に貢献できるソリューションを提供することを目的としており、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行って参りました。引き続き、他社のWeb媒体への出稿はもちろん、今後はカテゴリーに特化した自社媒体の構築・運営を行いながら、広告効果と利益率の向上を狙って参ります。

将来的には、「スパイラル(R)」の機能と、お預かりしている情報資産との連携を進めながら、当社の強みを活かした、当社独自の高付加価値事業の育成を目指して参ります。

これらの結果、「メディアEC事業」の取引社数は平成23年2月28日時点で12社、売上高は11百万円となりました。

なお、当社は、広告販売の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は30百万円となります。

以上の結果、平成23年2月期の業績につきましては、売上高は1,327百万円（前期比16.4%増）、営業利益は244百万円（同0.9%減）、経常利益は245百万円（同0.8%減）、当期純利益は113百万円（同22.6%減）となりました。

（注）送信ドメイン認証技術「DKIM」とは、「Domain Keys Identified Mail」の略で、メールの送信元を証明し、本文の改竄を検知する電子署名技術です。なりすましメール撲滅に非常に有効な技術と言われており、米国では、SNSやECなどの送信（事業）者と、ISPやフリーメールなどの受信（事業）者が双方に対応し始めたことで、堅調に普及が進んでいます。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は58百万円で、その主なものは本社オフィスの改装工事5百万円、本社サーバー設備の取得11百万円、並びにサービス提供用ソフトウェアの追加機能開発に37百万円の投資を実施しております。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 8 期<br>(平成20年2月期) | 第 9 期<br>(平成21年2月期) | 第 10 期<br>(平成22年2月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(平成23年2月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 854,772             | 1,034,899           | 1,140,736            | 1,327,779                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 147,025             | 146,047             | 146,708              | 113,482                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 8,984.70            | 8,924.93            | 8,963.67             | 6,932.33                        |
| 総 資 産 (千円)     | 881,709             | 1,059,595           | 1,212,332            | 1,391,435                       |
| 純 資 産 (千円)     | 746,238             | 897,500             | 1,045,748            | 1,152,900                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 45,294.06           | 54,219.00           | 63,166.10            | 70,098.43                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

インターネットを取り巻く事業環境は絶えず変化しており、予期せぬ要因により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このような環境において、当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図って参ります。

## ①競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のSI（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施して参ります。

### イ) 潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行って参りました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに対する当社サービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は、顧客層及び販売エリアの普及拡大に努めて参ります。

### ロ) 商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集するとともに、その要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加、7を継続的に実施し、商品力を強化して参ります。

### ハ) 技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図って参ります。

### ニ) 自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築・維持し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しています。当社は引き続き、ノウハウの蓄積と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化を図って参ります。

#### ホ) マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証（注）を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化して参ります。

#### ②人材の確保・育成について

当社は、競合優位性を確保、維持しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めて参ります。

#### ③内部管理体制の強化について

当社は、持続的な成長を維持し、企業としての社会的信用を増大していくことが重要であると考えております。そのために、事業規模の拡大に見合った内部管理体制の強化に努めて参ります。

#### （注）第三者機関による認証

当社は、個人情報保護について「プライバシーマーク」（平成13年7月取得、以後継続取得）、情報セキュリティについて「ISO/IEC 27001:2005」及び「JIS Q 27001:2006」（平成17年3月にBS7799：PART2:2002及びISMS Certification Criteria(Ver. 2.0)を取得、平成19年1月に現認証規格へ移行）、品質管理について「ISO9001:2008」及び「ISO/IEC 20000-1:2005」並びに「JIS Q 20000-1:2007」（平成17年12月にISO9001:2000及びBS15000-1:2002を取得、平成19年1月にBS15000-1:2002からISO/IEC 20000-1:2005へ移行、平成21年12月にISO9001:2000からISO9001:2008へ移行）の認証を取得しております。また、総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成20年5月取得、以後継続取得）の認定を取得しております。

#### (5) 主要な事業内容（平成23年2月28日現在）

当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するにとどまらず、積極的な運用を支援することで、更なる価値向上を図り、マーケティング活動等に有効活用できる情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」をASP・SaaS（クラウド）方式にて提供しております。

利用者は、インターネットにアクセスできる環境があれば、アプリケーションソフトウェアのインストールやバージョンアップ、システムのメンテナンスを行うことなく、いつでも必要なサービスを利用することができます。

例えば、ホームページ上のメールマガジン・アンケート・資料請求等の各種登録フォームの自動作成や、データベースで管理された情報のWebサイト表示が可能であり、収集した顧客情報をデータベースで管理・分析し、電子メールの自動配信等で顧客毎の嗜好に合わせたアプローチを行えるほか、給与明細書電子化等の従業員情報管理にも活用することができます。また、管理された顧客情報などの情報資産は集計してグラフで表示したり、デザインや項目表示の位置など柔軟に加工することができます。

当社は、これら上記の機能を実現するためのソフトウェアを開発しており、セキュリティ監査会社等による診断を受けながら、サービスを安全に運用管理するために必要なセキュリティ対策を施しております。ソフトウェアの開発からプラットフォームの運営、サービスの提供に至るまで、すべてのプロセスを原則として自社で行うことにより、クライアントの情報資産管理に関するセキュリティ、新機能等に関するニーズに速やかに対応できる体制を敷き、サービスの安全性と可用性を常に高めるよう努めております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成23年2月28日現在）

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都港区  |
| 支 店 | 大阪府大阪市 |

#### (7) 使用人の状況（平成23年2月28日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|--------|--------|
| 146（1）名 | 13名増（1名増） | 29.35歳 | 2.9年   |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



2. 当事業年度中において使用人数が13名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。

**(8) 主要な借入先の状況（平成23年2月28日現在）**

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成23年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 74,600株
- (2) 発行済株式総数 16,370株
- (3) 株主数 630名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名          | 所有株式数  | 持株比率   |
|--------------|--------|--------|
| 佐谷宣昭         | 8,120株 | 49.60% |
| キャピタルズワン有限会社 | 5,480  | 33.47  |
| 井上修二         | 183    | 1.11   |
| 日本証券金融株式会社   | 167    | 1.02   |
| 東山明弘         | 140    | 0.85   |
| 山田剛          | 124    | 0.75   |
| 志賀正規         | 102    | 0.62   |
| 奥宮健太         | 74     | 0.45   |
| 大和証券株式会社     | 55     | 0.33   |
| 塚田昌伸         | 52     | 0.31   |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年2月28日現在）

|                    |               |                             |     |
|--------------------|---------------|-----------------------------|-----|
| 株主総会決議日            |               | 平成20年5月29日                  |     |
| 新株予約権の数            |               | 50個                         |     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |               | 普通株式                        | 50株 |
| 新株予約権の発行価額         |               | 無償                          |     |
| 新株予約権の行使価額         |               | 198,048円                    |     |
| 権利行使期間             |               | 自 平成22年7月1日<br>至 平成23年6月30日 |     |
| 新株予約権の行使の条件        |               | (注)                         |     |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役（社外取締役を除く） | 保有者数                        | 2名  |
|                    |               | 保有数                         | 40個 |
|                    | 目的である株式の数     | 40株                         |     |
| 社外取締役              | 保有者数          | 1名                          |     |
|                    | 保有数           | 10個                         |     |
| 目的である株式の数          | 10株           |                             |     |
| 監査役                | —             |                             |     |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
4. その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                 |
|----------|--------|--------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 佐谷 宣昭  | 社長CEO                                                        |
| 取締役      | 深井 雄一郎 | 副社長COO                                                       |
| 取締役      | 大屋 重幸  | CFO                                                          |
| 取締役      | 志賀 正規  | CQO                                                          |
| 取締役      | 鶴本 浩司  | 株式会社マーケティング・ボイス代表取締役                                         |
| 常勤監査役    | 松永 望   |                                                              |
| 監査役      | 高橋 允治  | 株式会社ダイナコム監査役                                                 |
| 監査役      | 大村 健   | フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士<br>株式会社ネオキャリア社外監査役<br>株式会社バタフライ社外監査役 |

- (注) 1. 取締役鶴本浩司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋允治氏及び監査役大村健氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役高橋允治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成22年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、監査役大川勝廣氏は辞任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員（名） | 支給額（百万円） |
|-----------|---------|----------|
| 取 締 役     | 5       | 49       |
| （うち社外取締役） | (1)     | (2)      |
| 監 査 役     | 4       | 10       |
| （うち社外監査役） | (3)     | (3)      |
| 合 計       | 9       | 60       |
| （うち社外役員）  | (4)     | (5)      |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年5月28日開催の第9回定時株主総会において月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額70百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まない。）、そのうち社外取締役については年額15百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。  
ストック・オプションによる報酬額（89万円）（取締役3名に対し89万円（うち社外取締役1名に対し17万円））
4. 上記の監査役支給人員には、平成22年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第8回定時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役を兼務しております。なお、当社は同社との間に、当社ASP・SaaS(クラウド)サービス「スパイラル(R)」の提供に係る契約関係があります。

監査役高橋兌治氏は、株式会社ダイナコム（注）の監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社ダイナコムとの間には特別の関係はありません。

監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、株式会社ネオキャリアの社外監査役、及び株式会社バタフライの社外監査役を兼務しております。なお、当社はフォーサイト総合法律事務所、株式会社ネオキャリア、及び株式会社バタフライとの間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活動状況                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鶴本 浩司 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。                                                                               |
| 監査役 高橋 允治 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会17回のうち17回全てに出席いたしました。取締役会においては、上場会社の役員を務めた豊富な経験を活かし、審議事項について、取締役の意思決定の適正性を確保するため適宜適切な発言を行うとともに、監査役会においても、取締役の職務の遂行を監査する観点から、監査結果について質問や発言を行っております。 |
| 監査役 大村 健  | 就任後に開催された取締役会14回のうち14回全てに出席いたしました。また就任後に開催された監査役会11回のうち11回全てに出席いたしました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、審議事項について、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。               |

(注) 監査役大村健氏は、平成22年5月28日開催の第10回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回、監査役会の回数は11回であります。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は240万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

|                        | 支払額   |
|------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 22百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
特に定めておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制に係る規程を整備し、当社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ②コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は経営管理本部を設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部門を中心に役職員教育等を行っております。
- ③取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、経営管理本部及び監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に同監査結果を報告しております。

- ④取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を整備しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ②前号の規程により、取締役及び監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定めております。
- ②統括責任者は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、CRO を責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
- ③内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程及び取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
- ①職務権限・決裁基準の策定
- ②執行役員を構成員とする執行役員会の設置
- ③取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④執行役員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
- ②取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。



- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
  - ② 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
- (7) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要かつ適切な環境を整備しております。
- (8) 反社会的勢力排除のための体制
- ① 反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に努めております。
  - ② 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応のため、経営管理本部を設置しております。
  - ③ 経営管理本部は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。
- (9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ① 取締役会は、金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備しております。
  - ② 取締役会は、前号の内部統制が有効に機能することを継続的に評価するため、CFOを統括責任者とする評価体制を整備しております。
  - ③ CFOは、評価結果を定期的に取締役会に報告し、必要な是正を行っております。
  - ④ 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。
- (10) その他業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議しております。
  - ② 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定しております。

# 貸借対照表

(平成23年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部           |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目             | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,198,927</b> | <b>流動負債</b>    | <b>238,534</b>   |
| 現金及び預金          | 946,539          | 未払金            | 41,341           |
| 売掛金             | 189,728          | 未払費用           | 13,636           |
| 仕掛品             | 666              | 未払法人税等         | 76,462           |
| 前払費用            | 10,602           | 未払消費税等         | 15,931           |
| 繰延税金資産          | 56,010           | 前受金            | 4,285            |
| その他             | 873              | 預り金            | 7,128            |
| 貸倒引当金           | △5,493           | 賞与引当金          | 54,387           |
| <b>固定資産</b>     | <b>192,508</b>   | 本社移転費用引当金      | 25,293           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,510</b>    | その他            | 67               |
| 建物              | 4,351            | <b>負債合計</b>    | <b>238,534</b>   |
| 工具器具備品          | 14,158           | <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>68,225</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>1,147,511</b> |
| のれん             | 9,966            | 資本金            | 186,831          |
| 商標権             | 1,649            | 資本剰余金          | 96,831           |
| ソフトウェア          | 40,626           | 資本準備金          | 96,831           |
| ソフトウェア仮勘定       | 15,982           | <b>利益剰余金</b>   | <b>863,848</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>105,772</b>   | その他利益剰余金       | 863,848          |
| 差入保証金           | 102,904          | プログラム等準備金      | 4,286            |
| 破産更生債権等         | 1,325            | 繰越利益剰余金        | 859,562          |
| 繰延税金資産          | 2,867            | <b>新株予約権</b>   | <b>5,389</b>     |
| 貸倒引当金           | △1,325           | <b>純資産合計</b>   | <b>1,152,900</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,391,435</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,391,435</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成22年 3月 1日から  
平成23年 2月28日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 1,327,779 |
| 売 上 原 価                 |         | 168,663   |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,159,116 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 914,756   |
| 営 業 利 益                 |         | 244,360   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 280     |           |
| 受 取 手 数 料               | 601     |           |
| そ の 他                   | 115     | 997       |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 売 上 債 権 譲 渡 損           | 20      | 20        |
| 経 常 利 益                 |         | 245,337   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 7,228   | 7,228     |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3,286   |           |
| 本 社 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額 | 25,293  |           |
| 固 定 資 産 臨 時 償 却 費       | 35,169  | 63,749    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 188,816   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 128,843 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △53,509 | 75,333    |
| 当 期 純 利 益               |         | 113,482   |

# 株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から  
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株主資本    |           |               |             |             |            | 新株予約権  | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------------|---------|-----------|---------------|-------------|-------------|------------|--------|-----------|
|                                     | 資本金     | 資本<br>剰余金 | 利益剰余金         |             |             | 株主資本<br>合計 |        |           |
|                                     |         | 資本<br>準備金 | その他利益剰余金      |             | 利益剰余金<br>合計 |            |        |           |
|                                     |         |           | プログラム<br>等準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |        |           |
| 平成22年2月28日 残高                       | 186,831 | 96,831    | 10,584        | 739,781     | 750,366     | 1,034,029  | 11,719 | 1,045,748 |
| 事業年度中の変動額                           |         |           |               |             |             |            |        |           |
| 当期純利益                               |         |           |               | 113,482     | 113,482     | 113,482    |        | 113,482   |
| プログラム等<br>準備金の取崩                    |         |           | △6,298        | 6,298       | —           | —          |        | —         |
| 株主資本以外<br>の項目の事業<br>年度中の変動<br>額（純額） |         |           |               |             |             |            | △6,330 | △6,330    |
| 事業年度中の変動額合計                         | —       | —         | △6,298        | 119,780     | 113,482     | 113,482    | △6,330 | 107,152   |
| 平成23年2月28日 残高                       | 186,831 | 96,831    | 4,286         | 859,562     | 863,848     | 1,147,511  | 5,389  | 1,152,900 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～10年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。

また、のれんについては5年間の定額法によっております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③本社移転費用引当金 本社の移転に伴い発生する損失に備えるため、原状回復費用及びその他移転関連費用の見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 103,768千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 16,370株    | 一株         | 一株         | 16,370株    |

#### (2) 新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

①第3回新株予約権(平成17年5月30日定時株主総会決議)

普通株式

42株

- ②第4回新株予約権（平成18年5月29日定時株主総会決議）  
普通株式 30株
- ③第6回新株予約権（平成20年5月29日定時株主総会決議）  
普通株式 50株

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
（繰延税金資産）

|             |          |
|-------------|----------|
| 未払事業税否認     | 6,090千円  |
| 未払事業所税否認    | 862千円    |
| 未払社会保険料否認   | 3,030千円  |
| 貸倒引当金繰入超過額  | 2,504千円  |
| 減価償却費超過額    | 2,598千円  |
| 賞与引当金否認     | 22,130千円 |
| 本社移転費用引当金否認 | 10,291千円 |
| 臨時償却費否認     | 14,310千円 |
| 繰延税金資産計     | 61,819千円 |

（繰延税金負債）

|               |          |
|---------------|----------|
| プログラム等準備金     | △2,940千円 |
| 繰延税金負債計       | △2,940千円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 58,878千円 |

#### 5. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 6. 金融商品に関する注記

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

##### （1）金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク

イ）預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い金融機関であります。

ロ）営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

ハ）差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

ニ）営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権債務管理規程に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの支払期日及び残高の管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末（平成23年2月28日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 946,539          | 946,539    | —          |
| (2) 売掛金    | 189,728          |            |            |
| 貸倒引当金※     | △5,493           |            |            |
|            | 184,234          | 184,234    | —          |
| (3) 差入保証金  | 41,460           | 41,460     | —          |
| 資産計        | 1,172,234        | 1,172,234  | —          |
| (1) 未払金    | 41,341           | 41,341     | —          |
| (2) 未払法人税等 | 76,462           | 76,462     | —          |
| 負債計        | 117,804          | 117,804    | —          |

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割引いて算出する方法によっております。なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (5) 未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を評価することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|---------------|
| 差入保証金 | 61,444        |

※上記については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握するのが極めて困難と認められるため、「資産(3)差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 946,539      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 189,728      | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金  | 41,460       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,177,728    | —                   | —                    | —            |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 70,098.43円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6,932.33円  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

平成23年2月14日開催の取締役会の決議に基づき同日付で事業譲渡契約を締結し、平成23年3月1日をもって、株式会社Grasの一部事業であるアパレルウェブソリューション事業を譲受けました。

### (1) 事業譲受の目的

株式会社Grasは、アパレルEC運営アウトソースサービス実績、アパレルEC商品販売実績・ノウハウ、企画・クリエイティブ力をもっており、当社が強みとする開発力、インフラ管理能力、「スパイラルEC (R)」の販売・運営力等との相乗効果が見込めることから当事業を譲受けることを決定いたしました。

### (2) 譲受ける相手会社の名称等

名称：株式会社Gras

所在地：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目36番1号

代表者：代表取締役 西田 竜司

資本金：10,000千円

### (3) 譲受ける事業の内容

アパレルウェブソリューション事業



(4) 譲受価額及び決済方法

譲受価額は22,000千円であり、決済方法は現金であります。

(5) 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①のれんの金額

譲受価額 22,000千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法によっております。

(6) 事業譲受日に譲受けた資産の価格

固定資産 (のれん) 22,000千円

9. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月20日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 宣 昭 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイプドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月21日

株式会社パイブドビッツ 監査役会

常勤監査役 松 永 望 ㊟

監査役（社外監査役） 高 橋 允 治 ㊟

監査役（社外監査役） 大 村 健 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂二丁目5番6号  
山王健保会館 2階 会議室



交通／地下鉄南北線・銀座線 溜池山王駅下車徒歩3分  
地下鉄千代田線 赤坂駅下車徒歩5分  
地下鉄丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅下車徒歩7分